

議員提出議案第二号

文京区議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

令和七年十一月二十一日

提出者 文京区議会議員



のぐちけんたろう

吉村 美紀

松平雄一郎

宮野ゆみこ

ほかり吉紀

依田 翼

高山かずひろ

石沢のりゆき

千田恵美子

浅川のぼる

豪

山田ひろこ

宮本 伸一

田中 香澄

沢田けいじ

小林れい子

宮崎こうき

たかはまなおき

金子てるよし

市村やすとし

田中としかね

名取 颯

白石英行

松丸 昌史

岡崎 義顕

上田 ゆきこ

品田 ひでこ

浅田 保雄

海津 敦子

高山 泰二

山本 一仁

板倉 美千代

関川 けさ子

文京区議会議長 殿

文京区議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

文京区議会個人情報保護の保護に関する条例（令和五年三月文京区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第三十一条」を削り、同項の表中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十八条第二項第一号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第十九条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第五十二条において」を削る。

第三十三条第二項中「この章及び第五十二条において」を削る。

第三十四条第三項中「この章において」を削る。

第四十一条第一項ただし書中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第五十二条において」を削る。

第四十二条第三項中「この章において」を削る。

第五十二条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の
一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。